

野焼きは禁止されています!!

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「群馬県の生活環境を保全する条例」により、廃棄物の野外での焼却、いわゆる「野焼き」は一部の例外を除き、悪臭やダイオキシン類の発生原因となるため、法律で禁止されています。



一斗缶



ブロック積み



ドラム缶



家庭ごみの焼却

罰則について

例外とされている焼却行為もありますが、煙や臭いが発生するものを燃焼させ、**近隣の生活環境に支障をきたしている（苦情等が寄せられる）場合は、行政指導の対象となります。**

また、ゴム、プラスチック、ビニールなどの焼却は、量にかかわらず禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられる場合があります。

焼却禁止の例外

以下の場合に限って野焼きの例外とされていますが、**煙や灰が周辺住民の迷惑にならないよう十分な配慮が必要**となります。特に農業等でやむを得ず行う場合については、時間帯、風向き、燃やす量などを十分に考慮してください。

- ① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんど焼きなど）
- ④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（害虫駆除、あぜ草の焼却など）
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（軽微なものとは、煙や臭いなどが**近所の迷惑にならない程度**に少量な焼却のこと）

その他

特に空気が乾燥する季節においては野焼きによる火災が起こりやすくなります。いつも以上に火の取り扱いには十分気をつけてください。

「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為」として、あらかじめ消防署へ届け出たとしても、野焼きを行ってよいということではありません。

落ち葉や剪定した枝は、袋に入れ、燃えるごみとして「ごみステーション」に出すことができます。また、「たてばやしクリーンセンター」へ持ち込んで処理することもできます。

お問い合わせ

板倉町役場 住民環境課環境係
〒374-0192 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1
Tel0276-82-6132

～みんなが安心して暮らせるまち～

群馬県 板倉町

<http://www.town.itakura.gunma.jp>

